

紙おむつ等の給付支援について

利用者の方へ…

- 1 毎月、前月の月末までに紙おむつ等給付券を郵送で交付します。
- 2 紙おむつ等給付券は、下部が受領書になっています。その月内に記名・押印をしていただき、切り取らずにそのまま指定店にお出しいただき紙おむつ等と交換してください。

(期限が過ぎていると支給が受けられなくなることがあります)

3 指定店

- ・エクセル薬局 玉生 570-7 TEL 45-2585
- ・斎藤新造商店 船生 3188 TEL 47-0062
- ・(株)カワチ薬品塩谷店 玉生 555-1 TEL 45-0011
- ・ニチイ学館宇都宮支店
宇都宮市馬場通り 1-1-11 宇都宮TDビルディング2F
TEL 028-624-2386

※ニチイ学館は配達のための取扱です。

4 次の事由が生じた場合は、福祉課へ連絡してください。

- (1) 住所など申請内容が変更となったとき
- (2) 紙おむつ等を使用しなくなったとき
- (3) 施設・病院に入所・入院したとき
- (4) 要介護3・4・5以外の介護度に認定されたとき
- (5) 利用者の方が亡くなられたとき

※上記(2)～(5)に該当するときは、給付資格がなくなりますので、再度給付を希望されるときは、新たに申請書の提出が必要となります。

問い合わせ：福祉課／地域包括ケア推進担当 TEL 47-5173

紙おむつ等の処理について

次の点を遵守してください

- ★ 大便是便槽へお流してください。
- ★ 買い物袋等(ビニール製)でしっかり封をしてお出してください。
- ★ 出す場合はできるだけ小さくまとめてください。